

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

— 地域農業を支える担い手をめざして —

令和3年12月

(一部変更 令和5年9月)

芳 賀 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2-2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標	5
第3-1	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に 関する事項	6
第3-2	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	6
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集 積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	7
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集 積に関する目標	8
2	農用地の利用関係の改善に関する事項	9
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
1	地域計画推進事業に関する事項	10
2	利用権設定等促進事業に関する事項（地域計画策定までの経過措置に限る。）	11
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	17
4	公益財団法人芳賀町農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促 進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	20
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	20
第6	地域計画（人・農地プラン）との一体的な運用に関する事項	21
第7	経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項	21
第8	その他	21
附 則		21

別紙1 (第5の2の(1)⑥関係)	22
-------------------	----

別紙2 (第5の2の(2)関係)	23
------------------	----

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合	23
--	----

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合	25
---	----

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合	26
---	----

IV 所有権の移転を受ける場合	27
-----------------	----

別表1 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

<個別経営体>

No. 1 水稻+麦+大豆	28
No. 2 いちご	28
No. 3 とまと	29
No. 4 なし	29
No. 5 ぶどう	29
No. 6 切り花(スプレキク等)	30
No. 7 鉢物(シクラメン等)	30
No. 8 酪農	31
No. 9 しいたけ+水稻	31
No. 10 いちご+水稻	32
No. 11 水稻+麦+夏秋なす	32
No. 12 水稻+麦+春菊	33
No. 13 水稻+麦+たまねぎ	33

<組織経営体>

No. 1 水稻+麦+大豆	34
---------------	----

経営の多角化(6次産業化)の主な事例

1 なし	35
------	----

別表2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する
営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業
経営の指標

<個別経営体>

No. 1	水稲+麦+大豆	36
No. 2	いちご	36
No. 3	夏秋なす	37
No. 4	にら	37
No. 5	ねぎ	38
No. 6	なし	38
No. 7	ぶどう	39
No. 8	切り花 (スプレーキク等)	39
No. 9	酪農	40

<組織経営体>

No. 1	水稲+麦+大豆	41
-------	---------	----

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 芳賀町は、県都宇都宮市の東に接し、東西に平坦な台地を有しその中央を南北に水田地帯が広がる緑豊かな自然に恵まれた立地条件をいかして稲麦を主体とする農業生産、梨栽培を主体とする果樹園芸が展開されてきた。近年、経営の発展を図るため、施設園芸の導入も盛んとなっている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 芳賀町の農業構造については、昭和40年代から隣接する宇都宮市における工業団地の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交替等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 芳賀町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を推進することとする。

具体的な経営の指標は、芳賀町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり580万円程度、補助従事者を含めた個別経営体当りの農業所得は700万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準

を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 芳賀町は、将来の芳賀町の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業等を総合的に実施する。

まず、芳賀町は、はが野農業協同組合、芳賀町農業委員会、芳賀農業振興事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として、芳賀町担い手育成総合支援協議会を設置することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、地域計画（策定前には、令和2年度に実質化の取り組みを行った人・農地プラン）に基づき、担い手への農地集積による土地利用型農業の体質強化を図るとともに、現在実施している芳賀町農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、既に芳賀町農業公社が実施している農地の面的集積事業で行われ面的に集積された集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明

らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。また、集落の範囲を超え、広域的に営農を展開する法人等、新たな担い手の育成を進める。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、公益財団法人芳賀町農業公社と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、芳賀農業振興事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進し、商工業者等との連携や農業者自らが加工・販売する6次産業化の取組により、農業の新たな魅力と価値を創造し、農業を成長産業として発展させていくことが重要である。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置を占めるものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や家族経営協定の締結、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会及び公益財団法人芳賀町農業公社による農地中間管理事業等の支援によるこれら認定農業者への農用地の集積はもちろんのこと、支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、芳賀町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図り、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策

定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

なお、これらの取組によっても、なお担い手の確保が見込めない地域においては、農協等が出資した農業生産法人や地域との調和に配慮した他産業からの新規参入を進める。

- 5 芳賀町は、芳賀町農業委員会、はが野農業協同組合、芳賀町農業公社、芳賀農業振興事務所、栃木県農業共済組合芳賀支所、芳賀町土地改良区、芳賀町農業再生協議会で構成する芳賀町担い手育成総合支援協議会を設置し、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農作物生産部会ごとの研修会の開催等を行う。

特に、育成すべき経営体については、経営体特別融資制度等の活用により、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に（株）日本政策金融公庫宇都宮支店の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画にかかる研修、濃密な指導を実施する。

また、芳賀台地区及び水沼台及び宇芳真地区においては、施設園芸等の集約的作目導入を図るため、同指導チームの下に、市場関係者やJA全農とちぎ園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、専作及び水稻と組み合わせの複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 また、芳賀町の過去5年間の平均の新規就農者は8名であり、ほぼ横ばいの状況となっており、芳賀町の農業を維持・拡大を図るためには、将来にわたり地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

この状況を踏まえ、芳賀町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

栃木県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標300人以上を踏まえ、芳賀町においては年間9人の当該青年等の確保を目標とする。また、芳賀町及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万

円以上) を目標とする。

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については芳賀町農業委員会や芳賀町農業公社による紹介や貸借、技術・経営面については芳賀農業振興事務所、はが野農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に芳賀町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、芳賀町における主要な営農類型についてこれを示すと別表1のとおりである。

[個別経営体]

[組織経営体]

経営の多角化（6次産業化）の主な事例

第2-2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に芳賀町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、芳賀町における主要な営農類型についてこれを示すと別表2のとおりである。

[個別経営体]

[組織経営体]

第3-1 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

芳賀町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の様態等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

第3-2 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

また、第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

1 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

(1) 受入環境の整備

とちぎ農業経営・就農支援センターや芳賀農業振興事務所、はが野農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して研修を行う。

(2) 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

(1) 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

芳賀町と芳賀農業振興事務所、栃木県農業大学校や農業委員、農業士、はが野農業協同組合等が連携しながら、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を「営農指導カルテ」として記入・共有する。巡回指導

の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

(2) 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画（策定前には、人・農地プラン）の作成、見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために地元の農業者との交流の機会や商工会などと連携して、生産物の販路の確保を支援する。

(3) 経営力の向上に向けた支援

(1)に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修会等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

(4) 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画において、地域内の農業を担う者（その後10年間につき、農業経営を営むことが見込まれる者または委託を受けて農作業を行うことが見込まれる者（地域計画策定前には、人・農地プランの中心経営体））に位置付け、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談についてはとちぎ農業経営・就農支援センター、栽培や経営に関する基礎知識の習得については栃木県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては芳賀農業振興事務所、はが野農業協同組合、農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
80パーセント	

○ 効率的かつ安定的な農業経営体の育成経営体数の目標

経営形態	営農類型	育成経営体数の目標
個別経営体	水稲+麦+大豆	100
	いちご	10
	トマト	15
	なし	30
	ぶどう	2
	切り花(スプレギク等)	5
	鉢物(シクラム等)	5
	酪農	6
	水稲+しいたけ	5
	いちご+水稲	30
	水稲+麦+夏秋なす	10
	水稲+麦+春菊	10
	水稲+麦+たまねぎ	15
	組織経営体	水稲+麦+大豆

○ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

芳賀町の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため地域での話し合いによる合意形成を促進し、集落営農組織の育成を図っていく。

(3) 関係団体等との連携体制

芳賀町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、芳賀町農業委員会、はが野農業協同組合、土地改良区、芳賀町農業公社等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

芳賀町は、栃木県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の第5「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、芳賀町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

芳賀町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業（地域計画策定までの経過措置に限る。）
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、稲作、酪農、園芸作物等の繁忙期を避けて設定する。

(2) 協議の場の情報提供の方法

幅広い農業者の参画を図るため、町の広報やホームページへの掲載に加え、チラシを作成し、関係機関にも協力を依頼し、情報提供を行っていく。

(3) 協議の場の参加者

参加者については、区域内で営農している農業者をはじめ、多くの関係機関が参加するよう努めることとし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(4) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定する。

(5) 地域計画の策定の進め方

地域計画の策定に当たっては、関係機関と密に連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか確認する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項（地域計画策定までの経過措置に限る。）

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実であるなど特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、

同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条第1号に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下、「令」という。）第5条で定める者を除く）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 芳賀町長への確約書の提出や芳賀町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員または株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を行う場合は、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようにするものとし、いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期

間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

- ① 芳賀町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号経営局長通知）様式第７号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 芳賀町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（４）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 芳賀町は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 芳賀町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の３０日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

- ① 芳賀町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、芳賀町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 芳賀町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５２条第１項又は第８９

条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 芳賀町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 芳賀町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、芳賀町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 芳賀町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2第1項で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

芳賀町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

芳賀町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑤⑥までに掲げる事項を芳賀町の掲示板への掲示により公告する。

（10）公告の効果

芳賀町が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（11）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

（12）紛争の処理

芳賀町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等、利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（13）農用地利用集積計画の取消し等

① 芳賀町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（9）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（1）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 芳賀町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （9）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（1）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃

貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 芳賀町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を芳賀町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 芳賀町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又は使用貸借は解除されたものとみなす。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

芳賀町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数行政区）とするものとする。ただし、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限りにおいて、行政区の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する

事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号経営局長通知)様式第4号に定める様式の認定申請書を芳賀町に提出して、農用地利用規程について芳賀町の認定を受けることができる。
- ② 芳賀町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4) のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 芳賀町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を芳賀町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となること)が確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当

該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 芳賀町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用

権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 芳賀町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 芳賀町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、芳賀農業振興事務所、芳賀町農業委員会、はが野農業協同組合、農地中間管理機構（栃木県農業振興公社）等の指導、助言を求めてきたときは、芳賀町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 公益財団法人芳賀町農業公社が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

芳賀町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 芳賀町農業公社その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 芳賀町農業公社による農作業の受委託のあっせん等

芳賀町農業公社は、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

芳賀町は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 芳賀町は、北部地区県営圃場整備事業（平成14年度～平成24年度）、経営体育成基盤整備事業（平成25年度～令和2年度）、稲毛田地区農地中間管理機構関連農地整備事業（令和元年度～令和5年度）、北部第2地区農業競争力強化農地整備事業（令和元年度～令和6年度）による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田、畑の大区画化を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 芳賀町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図り、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 芳賀町は、集落排水事業の実施を促進し農業用水の水質保全及び生活環境の向上等の条件整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ 芳賀町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（2）推進体制等

① 事業推進体制等

芳賀町は、芳賀町の職員、芳賀町農業委員会、芳賀農業振興事務所、はが野農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体の役職員、認定農業者、農用地利用改善団体等の代表者等を以て構成する芳賀町農業振興対策推進協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第2の2で掲げた目標や第2及び第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

芳賀町農業委員会、はが野農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、芳賀町担い手育成総合支援協議会の下で相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、芳賀町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 地域計画（人・農地プラン）との一体的な運用に関する事項

芳賀町において、地域計画における地域内の農業を担う者（地域計画策定前においては、人・農地プランに位置付けられた中心経営体）は、地域農業の担い手

として認知されていることから、農業を担う者（地域計画策定前にあっては、中心経営体）から経営改善計画の認定申請があった際には、認定されるよう配慮するとともに、指導・助言・情報提供等を行うものとする。

第7 経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項

芳賀町は、認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善が図られるよう、農業経営指標を活用した自己チェックを推進し、経営改善計画の最終年における目標達成に向けて、関係機関・団体等が連携して指導・助言等の支援を行うものとする。

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年 2月12日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年 9月 9日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和 3年12月 9日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和 5年 9月 ○日から施行する。

別紙1（第5の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第5の2の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
<p>1 存続期間は3～6年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3～6年とすることが相当でないとは認められる場合には、3～6年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の支払等の定めは、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>

③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに、当該年に係る借賃の全額を支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の期日までに、当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額、その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき芳賀町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
I の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して判断する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。

③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受委託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>

③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の（農移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

③ 所有権の移転の時期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

別表1 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

モデル的経営類型の指標

(個別経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
<p>No. 1</p> <p>水稻</p> <p>+</p> <p>麦</p> <p>+</p> <p>大豆</p> <p>※生産調整は、麦、大豆、又は、新規需要米、加工用米、備蓄用米、そばの組み合わせによる</p>	<p><作付面積等></p> <p>水稻=10.0ha</p> <p>麦=8.0ha</p> <p>大豆=8.0ha</p> <p>※(8.0ha)</p> <p><経営面積></p> <p>18.0ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(50ps、70ps) 2台 ・田植機(6条植) 1台 ・コンバイン(6条刈) 1台 ・大豆コンバイン 1台 ・軽トラック・選別機 1/3式 ・遠赤外線乾燥機(40石) 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
<p>No. 2</p> <p>いちご</p>	<p><作付面積等></p> <p>いちご=0.5ha</p> <p><経営面積></p> <p>0.5ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・単棟ハウス(5,000㎡) ・予冷库 1台 ・夜冷育苗施設(30,000本タイプ) ・空中採苗施設(30,000本タイプ) ・炭酸ガス発生装置 一式 ・電照設備 一式 ・トラクター(30ps) 1台 ・畝上げ機 1台 ・土壌消毒機 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業の省力化 ・長期出荷体制の確立 ・スマート農業技術導入による生産性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

<p>No. 3</p> <p>トマト</p>	<p><作付面積等> トマト = 0.5ha</p> <p><経営面積> 0.5ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低コスト耐候性ハウス(5,000 m²) (灌水施設、電気施設) ・トラクター (30ps) 1台 ・トラック (2t) 1台 ・動力噴霧器 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
-------------------------	--	--	--	--

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
<p>No. 4</p> <p>なし</p>	<p><作付面積等> なし=2.5ha</p> <p><経営面積> 2.5ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的防災網 (25,000 m²) ・果樹棚 (25,000 m²) ・トラクター (35ps) 1台 ・スปีトスプレーヤー (500L) 1台 ・ロータリーモア 1台 ・防霜ファン 一式 ・軽トラック 1台 ・乗用草刈機 1台 ・予冷库 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・老木樹の改植と早期成園化技術の導入 ・晩生品種の導入による昨期分散と生産性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
<p>No. 5</p> <p>ぶどう</p>	<p><作付面積等> ぶどう=1.2ha</p> <p><経営面積> 1.2ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけハウス (6,000 m²) ・露地栽培 (棚及び防鳥ネット 3,000 m²) ・トラクター (30ps) 1台 ・スปีトスプレーヤー (500L) 1台 ・ハンマーナイフモア 1台 ・軽トラック 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

<p>No. 6</p> <p>切り花 (スプレー ギク等)</p>	<p><作付面積等> スプレーギク＝ 0.5ha</p> <p><経営面積> 0.5ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低コスト耐候性ハウス（保温カーテン2層、シェード1層、温室用ファン、自動薬剤散布装置、温風暖房機）（5,000 m²） ・トラクター（30ps） 1台 ・予冷庫 1台 ・自動選花機 1台 ・軽トラック 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業技術導入による生産性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
<p>経営類型</p>	<p>経営規模</p>	<p>生産方式</p>	<p>経営管理の方式</p>	<p>農業従事の態様等</p>
<p>No. 7</p> <p>鉢物 (シクラメン等)</p>	<p><作付面積等> シクラメン＝0.3ha</p> <p><経営面積> 0.3ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(20ps) 1台 ・フロントローダー 1台 ・低コスト耐候性ハウス（保温カーテン2層、シェード1層、温室用ファン、温室用ベンチ、温風暖房機、環境制御装置）3,000 m² ・動力噴霧器 1台 ・土壌消毒器（蒸気） 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業技術導入による生産性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

<p>No. 8</p> <p>酪農</p>	<p><作付面積等> 経産牛=40 頭 育成牛=15 頭 飼料作物 = 7.0ha</p> <p><経営規模> 経産牛=40 頭</p> <p><経営面積> 7.0ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (62ps、87ps) 2 台 ・コーンハーベスター 1 台 ・ロールベアラー (180cm 幅) 1 台 ・ローダー (1.5 m²) 1 台 ・堆肥舎又は糞乾燥施設 一式 ・牛舎 (500 m²) ・モアコンディショナー、ボトムプラウ、ブームスプレーヤー、ラッピングマシーン等自給飼料生産機械一式 各 1 / 4 台 ・経産牛 40 頭 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営安定のために自給飼料を生産し、コスト削減のため自給飼料生産機械の共同利用を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、ヘルパーの活用による休日制の導入
<p>経営類型</p>	<p>経営規模</p>	<p>生産方式</p>	<p>経営管理の方式</p>	<p>農業従事の態様等</p>
<p>No. 9</p> <p>しいたけ + 水稻</p> <p>※生産調整は、新規需要米、加工用米、備蓄用米の組み合わせによる</p>	<p><作付面積等> しいたけ(ほだ木) 68,000 本 水稻=4.0ha</p> <p><経営面積> 4.0ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター (35ps) 1 台 ・田植機 (6 条植え) 1 台 ・コンバイン (3 条刈) 1 台 ・乾燥室 1 棟 ・チェンソー 1 台 ・人工ほだ場 1 台 ・運搬車 1 台 ・乾燥機 (25 石) 2 台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業技術導入による生産性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

<p>No.10</p> <p>いちご + 水稲</p> <p>※生産調整は、新規需要米、加工用米、備蓄用米の組み合わせによる</p>	<p><作付面積等></p> <p>いちご = 0.25ha 水稲=8.0ha</p> <p><経営面積></p> <p>8.3ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(35ps、55ps) 2台 ・田植機(6条植え) 1台 ・コンバイン(4条刈) 1台 ・単棟ハウス(2,500㎡) ・予冷库 1台 ・夜冷育苗施設(20,000本タイプ) ・空中採苗施設(20,000本タイプ) ・乾燥機(25石) 2台 ・畝上げ機 1台 ・土壌消毒機 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業技術導入による生産性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
<p>No.11</p> <p>水稲 + 麦 + 夏秋なす</p> <p>※生産調整は、麦、新規需要米、加工用米、備蓄用米、の組み合わせによる</p>	<p><作付面積等></p> <p>水稲=8.0ha 麦=0.5ha 夏秋なす =0.2ha</p> <p><経営面積></p> <p>8.7ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(35ps、55ps) 2台 ・田植機(6条植え) 1台 ・コンバイン(4条刈) 1台 ・動力噴霧器 1台 ・乾燥機(25石) 2台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間労働時間の標準化 ・スマート農業技術導入による生産性向上と機械化体系の導入による労働時間短縮 ・作付参考値に基づく生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

(組織経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
<p>No. 1</p> <p>水稻 + 麦 + 大豆</p> <p>※生産調整は、麦、大豆、又は、新規需要米・加工用米、備蓄用米、そばの組合せによる)</p>	<p><作付面積等></p> <p>水稻=30.0ha 麦=20.0ha 大豆=20.0ha ※ (20.0ha)</p> <p><経営面積></p> <p>50.0ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps、40ps、80ps) 3台 ・田植機(8条植え) 2台 ・自脱型コンバイン(8条刈) 2台 ・大豆コンバイン 2台 ・ブームスプレーヤー 2台 ・フォークリフト 1台 ・麦用シーダー 2台 ・大豆用シーダー 3台 ・色彩選別機 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付けの団地化 ・RC又はCE施設利用による省力化 ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人が、共同で農業を営むか、又はこれと併せ農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）である。

2 組織経営体の主たる従事者は3人とした。

経営の多角化（6次産業化）の主な事例

	主な品目	製造・加工 内容	取組のポイント
1	なし	ゼリー・ ジュース 加工・販売	<p>規格外品を含む自家生産の農産物を活用した加工品を商品化。</p> <p>加工品を道の駅等で販売することにより、青果のない時期でも農産物をPRできる。</p> <p>商品化に当たっては、洗瓶設備、充てん機、打栓機、殺菌装置等必要な設備を備えた清涼飲料水製造施設等加工施設の設置が必要。</p>

別表2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する
 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

モデル的経営類型の指標

(個別経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 1 水稻 + 麦 + 大豆 ※生産調整は、 麦、大豆、又は、 新規需要米、加 工用米、備蓄用 米、そばの組み 合わせによる	<作付面積等> 水稻=4.0ha 麦=3.0ha 大豆=3.0ha ※(3.0ha) <経営面積> 7.0ha	<資本装備> ・トラクター(35ps) 2台 ・田植機(6条植) 1台 ・コンバイン(3条刈) 1台 ・大豆コンバイン 1台 ・乾燥機(50石) 1台 または乾燥はRC,CE利用 ・軽トラック 1台 ・シーダー(麦・大豆) 各1台 <その他> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No. 2 いちご	<作付面積等> いちご= 0.15ha <経営面積> 0.15ha	<資本装備> ・パイプハウス(1,500㎡) ・予冷库 1台 ・空中採苗施設 (10,000本タイプ) ・炭酸ガス発生装置 一式 ・電照設備 一式 ・畝上げ機 1台 ・土壌消毒器 1台 <その他> ・作業の省力化 ・長期出荷体制の確立 ・出荷規格の簡素化 ・スマート農業技術導入による生産性向上	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

		・雇用労働力の活用		
--	--	-----------	--	--

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 3 夏秋なす	<作付面積等> なす=0.25ha <経営面積> 0.25ha	<資本装備> ・トラクター (25ps) 1台 ・支柱用パイプ <その他> ・スマート農業技術導入による生産性向上	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
No. 4 にら	<作付面積等> にら=0.3ha <経営面積> 0.6ha(作付面積)	<資本装備> ・パイプハウス (6,000 m ²) ・にら袴取機 1台 ・トラクター(30ps) 1台 ・半自動移植機 1台 ・にら結束機 1台 <その他> ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
№.5 ねぎ	<作付面積等> ねぎ=0.5ha 春 秋 ねぎ = 0.3ha 夏ねぎ=0.2ha <経営面積> 0.5h	<資本装備> ・トラクター(25ps) 1台 ・管理機 1台 ・ねぎ剥機、根葉切機、堀取機 1式 <その他> ・生産性向上に受けたねぎ機械化体系の導入	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
№.6 なし	<作付面積等> なし=1.0ha <経営面積> 1.0ha	<資本装備> ・多目的防災網(10,000㎡) ・果樹棚(10,000㎡) ・トラクター(30ps) 1台 ・スピードスプレーヤー(500l) 1台 ・ロータリーモア 1台 ・防霜ファン 一式 ・軽トラック 1台 ・乗用草刈り機 1台 ・予冷庫 1台 <その他> ・老木樹の改植と早期成園化技術の導入 ・晩生品種の導入による昨期分散と生産性の向上	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

<p>No. 7</p> <p>ぶどう</p>	<p><作付面積等> ぶどう=0.5ha</p> <p><経営面積> 0.5ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけハウス(2,000㎡) ・露地栽培 <p>(棚及び防鳥ネット3,000㎡)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(25ps) 1台 ・スピードスプレー(500l) 1台 ・ハンマーナイフモア 1台 ・軽トラック 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入
経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
<p>No. 8</p> <p>切り花(スプレーギク等)</p>	<p><作付面積等> スプレーギク=0.2ha</p> <p><経営面積> 0.2ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低コスト耐候性ハウス(保温カーテン2層、シェード1層、温室用ファン、自動薬剤散布装置、温風暖房機)(2,000㎡) ・親株用低コスト耐候性ハウス 200㎡ ・蒸気消毒機 1台 ・トラクター(30ps) 1台 ・予冷库 1台 ・自動選花機 1台 ・軽トラック 1台 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業技術導入による生産性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入

<p>No. 9</p> <p>酪農</p>	<p><飼育頭数等></p> <p>経産牛=20頭 育成牛=8頭 飼料作物= 6.0ha</p> <p><経営面積></p> <p>6.0ha</p>	<p><資本装備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛舎(300㎡) ・トラクター(30ps、68ps) 2台 ・コーンハーベスター 1台 ・ロールベラー(180cm幅) 1台 ・ローダー(1.5㎡) ・堆肥舎または糞乾施設 1台 ・パイプラインミルクカー 一式 ・バルククーラー 1台 ・モアコンディショナー、ボトムプラウ、ブームスプレーヤー、ラッピングマシーン等自給飼料生産機械一式 各1/4台 ・経産牛 20頭 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記及び青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の実施、給料制、ヘルパーの活用による休日制の導入
-------------------------------	---	--	--	---

- (注) 1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1人としている。
- 2 営農類型は、類似のものへの適用を前提として、県内で現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとなるよう設けた。

(組織経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
No. 1 水稲+麦 +大豆 ※生産調整は、麦、大豆、又は、新規需要米・加工用米、備蓄用米、そばの組合せによる)	<作付面積等> 水稲=10.0ha 麦=5.0ha 大豆=5.0ha <経営面積> 水田= 15.0ha	<資本装備> ・トラクター(50ps) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・自脱型コンバイン(4条刈) 1台 ・ブームスプレーヤー 1台 ・フォークリフト 1台 ・乾燥はRC、CE利用 又は乾燥機(40石) 2台 ・麦用シーダー 1台 ・大豆用シーダー 1台 ・大豆用コンバイン 1台 ・色彩選別機 1台 <その他> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・給料制の導入、休日制の導入 ・従事者全員の社会保険への加入 ・臨時雇用の導入

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人が、共同で農業を営むか、又はこれと併せ農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）である。
- 2 組織経営体の主たる従事者は3人とした。